



11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

「DVや性暴力に気づいたら 相談されたら

そのとき、私たちにもできることがある。」(2025年度テーマ)



あなたの考えや気持ちを押し付けず、まず寄り添って話を聞くことから始めてみませんか。そして、どんな時も「あなたは悪くないよ」と伝えてください。

私たちは悩んでいる誰かを傷つけることがあります

誰でも、被害者に対する声かけ等の言動により、被害者を更に傷つける（二次被害を与える）可能性があります。しかし、何が二次被害につながるのか、何が被害者にとって望ましい行動なのかを知ることで、意識や行動を変えていくことができます。「自分にもできることがある」「声かけや行動で被害者をサポートできる」と考え、行動する人が増えることは、二次被害を予防したり、被害者を救済したりすることにつながります。

年齢・性別を問わず相談できる窓口があります

暴力は、いかなる理由であっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。まずは、身近な窓口相談して下さい。どこに相談したらいいかわからない場合は、内閣府の「DV相談ナビ（#8008）」または「DV相談プラス（0120-279-889）」をご利用ください。全国どこからでも相談することができます。

宇陀市においても、毎月第4水曜日に「DV相談」窓口を開設しています。

一人で悩まないで相談して下さい。（電話予約 0745-82-2147）



 聞かせてほしいな	DVや性暴力で悩んでいる方へ 年齢・性別を問わず相談できます。	 話してもいいのかな
---	--	--

女性に対する暴力をなくす運動
11月12日～11月25日



2025. 11

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp